

第5部 東日本大震災からの復興に向けて

平成23年3月11日、14時46分頃、三陸沖（牡鹿半島の東約130km）を震源とするマグニチュード9.0、最大震度7の地震が発生しました。

千年に一度と言われる今回の巨大地震と津波により、家屋や道路、橋梁が多数損壊した上、電気、ガス、水道、交通等のライフラインを初め教育、医療、福祉など県民生活全般にわたり甚大な被害が発生しました。さらに、大規模な津波によって県土の4.5%に当たる327kmが浸水し、県内沿岸部の市町に壊滅的な被害をもたらしました。

環境への影響という観点では、今回の津波被害

により、浸水域に倒壊した家屋のみならず、自動車、船舶などが災害廃棄物として発生し、その処理が喫緊の課題となっています。今後処理を進めなければならない廃棄物は約1,800万tと、通常時の一般廃棄物排出量の23年分に相当する膨大な量が見込まれます。

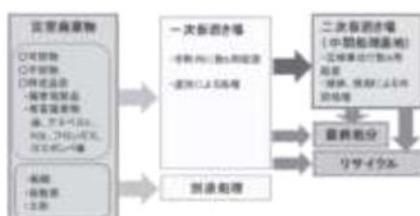
本白書においては、震災に伴う環境面での対応について取りまとめました。対応を要する課題は日々変化していますが、地震発生から9月までの状況について、概要を整理しました。

1 東日本大震災による環境問題への対応

(1) 災害廃棄物の処理

沿岸部の市町では、行政機能そのものが大きな被害を受けたことから、市町の要請に応じて県が代行して処理を進めています。発災直後から震災廃棄物処理チームを立ち上げ対応するとともに、平成23年7月には、災害廃棄物処理の当面の方向性を定めた「宮城県災害廃棄物処理実行計画」（第一次案）として取りまとめ、被災地復興と環境への配慮について整合性を図りながら、概ね1年を目標として災害廃棄物を被災地から搬出し、3年以内に処理を終了することとしています。

今後も市町、県が一体となり、災害廃棄物の処理を迅速に行うよう取り組んでいきます。



▲災害廃棄物の基本的な処理フロー



◀一次仮置き場の例
(石巒市)

環境政策課・震災廃棄物対策課・資源循環推進課・下水道課

(2) 被災自動車の処理

津波により発生した被災自動車を迅速かつ適切に処理するため、平成23年5月に「被災自動車処理指針」を策定し、市町の要請に応じて県が代行して処理を行っています。

被災自動車は概ね14.6万台と推計され、所有者から処分を委ねる旨の意思表示がなされた自動車等については、各市町（県が受託した場合は県）が「使用済自動車の再資源化等の促進に関する法律」（自動車リサイクル法）に基づき処理を行っています。

(3) 下水処理の状況

県は、流域下水道事業（県事業）として7流域を整備していますが、このうち3箇所の流域下水処理場（仙塩浄化センター、県南浄化センター、石巒東部浄化センター）が壊滅的な被害を受けました。下水道処理施設は、電気や機械設備の水没、土砂や瓦礫の堆積により全停止状態となりました。発災からの時間的経過により直面する種々の問題や施設の現実的な復旧時間を考慮する必要があります、平成23年9月現在、処理場内において沈殿、消毒により簡易処理を行いながら、平成24年度末までの復旧を目指して作業を進めています。



▲処理場水没状況



▲汚泥処理施設被災状況

(4) 節水の呼びかけ

震災により、県内各地の上水道及び下水道施設が甚大な被害を受けたことから、水環境への負荷をできるだけ少なくするため、県及び市町村等に

おいて、ホームページ等により、県民への節水を呼びかけました。

2 復興に向けた取組

環境政策課

東日本大震災により、東北・関東地方の広い範囲で停電が起きました。太平洋岸にある多数の発電所は、今回の地震・津波により甚大な被害を受けました。発電所の稼動停止や東京電力福島第一原子力発電所における事故により、東北・関東地方のみならず、各地域で電力供給不足となり、東北電力株式会社管内では、平成23年9月2日まで電気事業法（昭和39年法律第170号）第27条に基づく電気の使用制限令が発動されました。

現在、宮城県では、復興に向けて全力を尽くしていますが、この震災を契機として、エネルギーの重要性と、その利用や物品購入等のあり方をはじめとした、ライフスタイルを考え直すきっかけとなりました。今後の地球温暖化対策の推進や循環型社会の形成などの環境保全施策を展開する上でも、このような意識の変化に的確に対応していく必要があります。

(1) 節電への取組

県では、深刻な電力不足が見込まれた今夏の電力需給のバランスを保ち、一日も早い宮城県の復興につなげていくため、県内事業所や家庭での節電の必要性や取組を周知し、県民一人ひとりの節電を呼びかけました。

平成23年7月1日には、関係団体の参加により開催した「みやぎ節電会議」において「みやぎの節電 クールライフ宣言」が採択され、家庭や職場において節電に努めていくことが宣言されました。

※詳細な内容は、環境政策課ホームページ
(<http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-s/setsuden/index.htm>) でご覧いただくことができます。)

「みやぎの節電 クールライフ宣言」

～合い言葉は節電～

私たち宮城県民は、家庭や職場においてクールライフに取り組み、節電に努めることを決意し、ここに宣言します。

- 、一人ひとりの節電で、一日も早い地域の復興に努めよう。
- 、「小さな節電、大きな力」で、節電を実践しよう。
- 、エアコンと照明を、最小限に抑えよう。

平成23年7月1日 みやぎ節電会議

(2) エコタウンの形成に向けて

今回の震災を契機として、地域に太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギーを大幅に導入していくことは、新しいまちづくりの展開、新産業の振興、エコライフの普及に資するなど、今後の県土復興の大きな柱になるものと考えられており、本県の震災復興計画の中で、復興のポイントの一つとして、「エコタウンの形成」が示されています。エコタウンは、最先端の次世代エネルギー技術の結集が必要であり、実現に向けた局面では、エネルギーや住宅など幅広い関連産業がかかわることから、産業振興の面でも大いに期待できるものと考えられます。

また、県では、震災前から県内各地の強みを生かしながら多くの地域企業との取引拡大が期待される業種を重点分野として、クリーンエネルギー関連産業の誘致を進めてきました。平成23年度から新たに導入した「みやぎ環境税」を活用し、実施する「みやぎグリーン戦略プラン」を着実に推進するとともに、被災市町の復興も視野に入れながら、宮城県におけるエコタウンの実現を目指していきます。



エコタウンのイメージ図▶
(宮城県震災復興計画より抜粋)